

注記：本論考は日本国際問題研究所領土・歴史センター歴史系検討会（国際政治史検討会／東アジア史検討会）委員の見解であり、日本国際問題研究所の見解を代表するものではありません。

ワシントン体制と中国の国家建設

——『極東新秩序の模索』の再読から¹

帯谷俊輔

(東京大学)

はじめに

「ワシントン体制」の代表的研究と言え、まず挙げられるのは入江昭『極東新秩序の模索』（原題 *After Imperialism: The Search for a New Order in the Far East, 1921-1931*）であろう²。「ワシントン体制」という概念の普及において果たした役割は大きく³、国際的にもワシントン体制論でこれを全く引用しない研究は珍しい。一方で、入江のワシントン体制定義は現在の理解の主流ではない。入江が代表的先行研究として敬意を受けて引かれつつ、入江とは異なるワシントン体制理解が行われていることは決して珍しくない⁴。

入江のワシントン体制論は体制が北京関税会議を画期として1920年代半ばに崩壊したこと、それを支えるはずの幣原外交にしても第一次期より、入江の定義では体制崩壊後の第二次外交の方を高く評価する点で特異である⁵。後発研究が崩壊の契機とする北伐や満洲事変の方が直感には適っているし、通史には尚更その傾向がある⁶。入江自身が通史では、1930年代までワシントン体制が持続したという説明を行っている⁷。その直感との齟齬こそが終点論争を活発化する一方で、始点にはあまり注意が向いてこなかったきらいはある⁸。また、グローバルな国際関係史を語るときには、「ヴェルサイユ＝ワシントン体制」という用語が使われることもあるが⁹、ワシントン会議～北京関税会議という入江定義のワシントン体制存続期間はその場合いかにも据わりが悪い。ヴェルサイユ体制が1920年代後半に安定を迎えたとされるロカルノ体制論の定義とは、ちょうど時期が入れ替わりになってしまうのである¹⁰。幣原外交にしても第二次期は日中関係が「堅実に行き詰まる」なか満洲事変を迎えたとされる理解の方が一般的であろう¹¹。

それでは『極東新秩序の模索』はワシントン体制論の原典としての価値を持つだけなのかという点を決してそうではない。古典的名著の常であるが、再読すると定着したイメージとはかなり異なる印象を受けるとともに、ワシントン体制論が精緻化される過程で落とされてきた論点を豊富に含んでいる。本稿では特に、入江が中国の国家建設援助におけるワシントン条約国の協調が成立した可能性を模索し、そのなかで内政不干渉の両義性に焦点を当てていたことに注目する。入江は列強の侵略抑止という「消極的」な協調のみならず、中国の秩序再建という「積極的」プロジェクトに対しても注意を向けている。この点は内政不干渉の善性を前提としてきた日本外交史においては特徴的な視角であり、後続の研究にはあまり継承されていない。狭義のワシントン体制論の再検討を超えて、戦間期東アジアの国際社会や国際機構との関係を考えるうえでも示唆に富む。

本稿は『極東新秩序の模索』再読から論点を発見して、近年の研究動向との関係を再検討し、戦間期国際関係史研究の新たな可能性を模索するものである。

1. 再読『極東新秩序の模索』

入江のいうワシントン体制はただ単に早期崩壊したというのみならず、そもそも実在したのか、細谷千博のシステム論として体系化されたワシントン体制論とは異なり、必ずしも明確ではない。「ワシントン会議

で列国は東アジア国際政治のフレームワークを一応観念的には作り上げたが、これを現実のものとしてできなかった」のであり、「イメージとしての新秩序は、イメージだけに止まり、実際のシステムとはなっておらず」、ワシントン会議から5・30事件や北京関税会議までの3年間は「失われた機会」の時期なのだ¹²。

入江は中国情勢と関連付けてワシントン条約国の政策を捉える。その入江の定義するワシントン体制は、新秩序のイメージの共有の段階に止まり、内実を備える前に失われてしまったというものである。中国、特に北京政府をシステムに内生化させた入江と、ワシントン体制を「日・米・英の協調システム」とすることで、北京政府の崩壊など中国情勢の如何にかかわらず日米英の協調さえ保たれていればシステムが一定程度安定しているとみなす細谷の議論は対照的である¹³。中国を「支配的システム」外の主体にする細谷の議論は、後述する、他者たる中国への「内政不干涉」を引照基準とする日本外交史の動向とも相性がよかった。中国情勢に焦点を当てれば当てるほど、ワシントン体制の安定性を強調するのは無理がある。津浦線という大幹線において「土匪」に外国人を含む乗客が人質にされ、北京政府の統治能力に重大な疑念が付されて国際管理論を盛り上げる結果になった臨城事件（1923年）の意味に言及するワシントン体制論は、軒並みその「体制」性に限定的な評価を行っている¹⁴。

ワシントン体制、及びその支柱の一つであった幣原外交の特徴とされるのは、国際協調と並び中国の内争への不干涉、すなわち「内政不干涉」である。特に日本に焦点を当てる場合、1910年代が二十一カ条要求や西原借款に代表されるように露骨な圧力と干涉の、1930年代以降は満洲事変や華北分離工作、日中戦争という侵略と戦争の歴史であるだけに、そのコントラストから1920年代の内政不干涉に価値が付与されることになる¹⁵。ワシントン体制の経済的、金融的基礎を検討した三谷太一郎の研究が、中国に実際には借款を行わなかった新四国借款団の役割を再評価したもの、単独借款による列強の中国への内政干涉（「財政を通しての内政干涉」）を抑止して現状維持に寄与するという「消極的」協調を達成したことに着目した故であった。「消極的」であっても大きな意味が付与されるのは、前後の時代との比較があってこそ成り立つ¹⁶。服部も「絶対的不干涉」「留保付不干涉」など「不干涉」の度合いを主要な軸として対中政策を類型化している¹⁷。

侵略のアンチテーゼとして、混乱に付けこんで自己利益を図らなかったという意味で内政不干涉に価値が付与される一方、1920年代の中国が北京政府と国民党・国民政府、「軍閥」の間の内訌と内戦の時代であり、実際に異なる正統性を主張する政府間の交代も起きたことを踏まえると、内政不干涉という「消極的」態度、もしくは「不作為のための規範」¹⁸で対応したのがどれだけ適切だったのかという疑問も湧いてくる¹⁹。九カ国条約というワシントン諸条約のうち中国に関わる問題を扱った条約の第1条第2項が、「支那カ自ラ有力且安固ナル政府ヲ確立維持スル為最完全ニシテ且最障礙ナキ機会ヲ之ニ供与スルコト」を謳っている以上尚更である²⁰。

この条項が注目されてこなかったのは、まずワシントン体制論が「いずれも条約の内容よりも、その精神において画期的なものがあり」と入江自身が述べたように、条約そのものには重きを置いてこなかったためであろう。終点論争と比較した場合のワシントン体制の起点に対する関心の薄さとも関連するが、『極東新秩序の模索』では条約の起草過程を含めたワシントン会議そのものは事前段階とあわせて「序論」で簡潔に言及されるに過ぎない。ワシントン体制論は、ワシントン会議で結ばれた諸条約ではなく「ワシントン会議の精神」についての研究なのである²¹。

「ワシントン会議の精神」は同時代の日本の外交当局者たちが頻用してきたフレーズである。そこでは出淵勝次亜細亜局長によって松井慶四郎外相期から「ワシントン会議の精神」＝「内政不干涉」という定式化が行われ、亜細亜局長から次官に昇格する出淵を通じて第一次幣原外相期にも引き継がれる。また小林道彦は、この方針決定が臨城事件（1923年）を契機に巻き起こった中国国際管理論反対を目的になされたため、

内政不干渉が国際協調より上位に置かれ、「自主外交」としての側面を持っていたことを明らかにしている²²。

ここでは、まず小林道彦の「自主外交」としての「内政不干渉主義」というテーゼが、「国際協調を去て、単独に中国に接近」したという入江の第一次幣原外相期評価と平仄の合う部分を持つことが指摘できる。少なくとも、内政不干渉と国際協調が必ずしも両立しないことは確認しておきたい²³。中国の鉄道警察国際管理案を推進したイギリスでは「強力で統一された中国」の実現こそ九カ国条約の眼目であり、それに反対する日本はワシントン諸条約の精神に反しているとの見解が存在した。中国統一促進のための介入は「ワシントン会議の精神」に適うという、内政不干渉を焦点化する日本外交の解釈とは正反対の論理である²⁴。

この点、実は入江の議論は内政不干渉と介入に対して、後続の研究とは異なり両義的な評価を下している。列強が中国の混乱で「漁夫の利」を得ることを抑止した一方で、内政不干渉という「ワシントン会議の精神」の固守」こそが中国の内訌や内戦の悪化の放置を招き、ワシントン会議の決定と方針を実行することもないまま体制を崩壊に至らしめた要因になったというのである。これはおそらく冷戦下の在米アメリカ外交史研究者として介入のアンビバレンスに自覚的だったことが寄与したのみならず、台湾の中央研究院近代史研究所で史料調査を行っているように、当時としては中国を史料に基づいたうえで明らかにすべき主体として捉える関心が強かったことも影響しているかもしれない²⁵。

酒井哲哉は、内政不干渉が「無条件に外務省の対中政策の評価を定める規準」とされたことによって、戦後の日本外交史研究が「中国の国内情勢の変化と日本の対中政策の連関」を過小評価してきたと指摘する²⁶。より踏み込んで言えば、中国がどのような状況になろうとも内政不干渉を一貫して維持することこそが評価されるために、中国情勢や中国の主体性について日本側との相互作用を含め検討することは重要でなくなってしまう。ワシントン体制論において、中国を主体として一次史料に基づき本格的に検討することは、川島真による北京政府期の中国外交史研究や服部によるマルチ・アーカイヴァル・アプローチを標榜する成果が出るまで珍しかった²⁷。入江は後年のワシントン体制論者とは異なり、もちろん史料公開の時代的制約はあるにせよ、そうした弊害から逃れていたと言える。

また『極東新秩序の模索』は、先述したようにヴェルサイユ＝ワシントン体制論とは必ずしも噛み合わない。ただ単に入江の設定するワシントン体制の存続期間とロカルノ体制が入れ違いになって同時に存在した時期がほぼないというのみならず、入江は日本や列強の東アジア政策がそれ以外の地域に対する政策からいかに孤立し分離化されていたかを強調する。ワシントン体制における列強の東アジア政策は「世界政策の一環としてではなく、孤立したもの」と認識されていたという。東アジア政策における対立が他の関係や地域に及ばないことが関係悪化を抑制したのだとされる。それぞれが戦間期の安定を支え合うというヴェルサイユ＝ワシントン体制イメージとは程遠く、東アジア秩序のヨーロッパ、もしくは普遍的な国際秩序からの分離、孤立が大前提だったのである²⁸。言い換えれば、戦間期「国際協調」の象徴だとはいっても、ヴェルサイユ体制とワシントン体制が、もしくはワシントン体制と国際連盟は必ずしも親和的かつ連関していたわけではないということになる。また、分離と孤立を前提とした自律的な東アジア秩序は地域主義とどのような関係にあったのだろうか。

ここまで述べてきたように、入江の『極東新秩序の模索』はワシントン体制論の代表的研究でありながら、現在のワシントン体制論や幣原外交理解を相対化するところが多い。そもそも「体制」と呼ぶほど安定的なものなのか、中国情勢を一度も安定させられないまま政府の交代を見た以上体制が内実を備えたことはあったのか、ワシントン体制の起点はワシントン会議なのか、ワシントン体制の対中政策の中核は内政不干渉なのか、内政不干渉は手放しで評価すべき方針なのか。これらの疑問がどのような具体的論点と結びつくか、次節で検討する。

2. 国家建設と国際協調

(1) 内政不干渉と国家建設

『極東新秩序の模索』が内政不干渉に両義的評価を行っているのは、中国の統一と国家建設支援における協調の可能性に焦点が当てられているためであろう。中国情勢について簡潔で要を得た記述がなされるのみならず、1920年代前半に新四国借款団や列国が中国への借款や財政援助を模索する動向も度々言及されている。例えばワシントン会議直後の1922年後半における借款供与への動きが明らかにされている。財政援助提案とも関連付けながら、1924年末に返り咲いた段祺瑞政権への援助でワシントン条約国がまとまらなかったことにワシントン体制の成否の分岐点の一つとして大きな意味付けがなされていることも特徴だろう²⁹。

北京政府の財政破綻状況が中国の安定化に向けて乗り越えねばならない問題であったことを考えると、「中国の内政問題」ではなく「諸列強間の関係を再検討」することがワシントン会議の根幹になったのはそれほど自明の経緯ではない。日本はより経済通商問題を重視した会議構想を抱いており、経済問題を取り上げる場合に備えるという井上準之助総裁の意向で日本銀行から深井英五理事が全権委員随員として派遣された。香港上海銀行ロンドン委員会議長、新四国借款団英銀行団代表のチャールズ・アデイスも会議への参加要請を受け長期間の拘束を嫌って拒否したものの、必要な際には駆けつけられるよう準備を整えていたという³⁰。財政状況を含めて中国の内政に関わる問題があまり議題に入らなかったことを自明視せずに、ワシントン会議の準備状況から再検討する余地があると言えよう³¹。

また、新四国借款団が中国に借款を行えなかった過程についてもより丁寧に検討する余地がある。最もシンプルなのは、新四国借款団創設直後の時点で既にナショナリズムの高揚を背景に中国の世論からも北京政府からも嫌悪されており、この点では失敗が決定づけられていたという説明だろう³²。しかし先述したように、1922年後半、そして段祺瑞政権期と借款供与が複数回本格的に模索された。さらにそれを越えて、借款団自体の再編が構想されていたのである。

段祺瑞政権期の1925年3月には銀70万元と少額ながら中国の諸銀行と借款団銀行の「提携ノ端緒」とされた永定河修理借款が成立している。調印式には李思浩財政総長や龔心湛内務総長、鄭洪年交通次長に並んで、この直後に財政善後委員会委員長に就任する梁士詒も出席した。「支那銀行ガ外国銀行ト相提携セル最初ノ借款ノ成立」が祝されたという³³。これに関しては単発の動きではなく、1924年の借款団会議で新四国借款団と協力する中国側銀行団の結成に向けた交渉に入る機会を探ると確認されたことや、1925年初めに新四国借款団の不人気を和らげるためとして中国銀行団の借款団加入を顔惠慶財政整理委員会会長が香港上海銀行側に提案し香港上海銀行のアデイスが歓迎していたこと、そして北京関税会議開催の見通しとも連動したものであろう³⁴。従来考えられていた以上に1920年代半ば、本格的な新四国借款団再編が試みられていた可能性がある³⁵。

それと関連して、従来は第一次幣原外交の「内政不干渉」が真価を発揮した場面として描かれ重視されてきた第二次奉直戦争や郭松齡事件に対し、同時期に成立したにもかかわらずそれほど注目されてこなかった段祺瑞政権に対する援助の試みもまた再検討の余地がある³⁶。『極東新秩序の模索』の特徴は、第二次奉直戦争に一段落、郭松齡事件に一文しか割かないのに対し、段祺瑞政権への対応にワシントン体制の「分れ道」の一つとして大きな意義が与えられていることである。この点には内政不干渉を両義的に捉え、ワシントン条約国による統一や国家建設の支援がもたらし得た可能性に着目する入江のアプローチがよく表れている³⁷。この段祺瑞援助の模索を近年になって再評価しているのが樋口秀実、西田敏宏や種稲秀司である。特に、種稲による入手しやすい幣原伝が段祺瑞政権援助を特筆していることは、第二次奉直戦争や郭松齡事件ばかりが注目される状況を緩和するかもしれない³⁸。

一方で、段祺瑞政権援助を模索した幣原を評価し、それに協力しなかった英米に失敗の理由を帰すること

は、研究史において規範化、基準化された「内政不干涉」と「国際協調」からの逸脱とみなされることにもつながり得る。1910年代後半の「援段政策」が過剰で不当な干渉の代表格なのだから尚更である。おそらく第一次幣原外交における段祺瑞政権への対応が等閑視されがちな傾向の理由だろう。

ここで先述した段祺瑞政権下で進められた新四国借款団再編の試みが意味を持ってくる。一般的に英米は直隸派寄りであり段祺瑞は日本の色が付き過ぎていたとされるが、従来考えられているほど「英」は一枚岩ではない。例えば、香港上海銀行のアディスは1921年末から1922年にかけて香港や広東を訪問した結果、当時の直隸派中心の北京政府に対する援助及びそれを推進する英公使館に懐疑的になったとされる。一方で、非常に短期間ながら政権を担った梁士詒國務院総理や葉恭綽交通部長ら交通系に対しては、梁が会談の際に孫文と張作霖ら奉天派の連携促進に意欲を示したことを評価し、大変好意的であった。時期が少しずれるとはいえ1925年の永定河借款成立の背景を考えるうえで、また華中・華南が基盤の香港上海銀行の代表者であるアディスが北京駐在のイギリス人たちとは認識を異ならせていく過程を捉えるうえでも極めて興味深いエピソードである。1922年においてアディスの見解の変化は英米の他のアクターと齟齬を来す要因になったが、段祺瑞政権発足時には英米の外交官にも、孫文やソ連への警戒から、日本の影響力が強くても機を見て借款含めた財政援助を行って段政権を支援した方がよいとの判断が共有されていたという³⁹。

ワシントン会議の議題や段祺瑞政権の弱体化や崩壊を自明化せず、そして内政不干涉の無条件の規範化を相対化することによって、もう一度ワシントン会議や1920年代前半のワシントン体制にも光を当てられないだろうか。ポスト冷戦期に国家建設や援助・介入をめぐる議論が活発化した後の現在だからこそ、介入と内政不干涉の両義性を別出する入江の視点は再び意味を持つと言えるだろう。

(2) 国際主義とトランスナショナリズム

『極東新秩序の模索』時の入江にとって、ワシントン体制、そしてワシントン条約国の東アジア外交が他の地域とは分離され孤立した自律的なものと捉えられていたことは先述の通りである。経済的相互依存や非政府主体のトランスナショナルな連帯によって形成される「グローバル・コミュニティ」の可能性を高く評価する後年の入江の研究と、ワシントン体制論は直接結びつかないことをまず確認しておく必要がある。そして国際連盟についても、入江によればワシントン体制の崩壊は他の地域や関係に波及しなかったため、日本は協調的な国際連盟外交を貫徹したということになる⁴⁰。

『極東新秩序の模索』が経済的相互依存に着目していないということではない。日米関係の良好さが経済関係の密接さに基礎づけられていることは指摘されている。ただし、それが対中政策と適切に関連付けられず、ようやく第二次幣原外交で「包括的外交政策」を実行しようとしたものの金解禁で頓挫したのであり、結局この時代の日本外交は経済外交を積極的に進めながらそれ以外は「個別に解決」するにとどまり、「総合的な外交政策の樹立」には至らなかったとされる。入江は「イメージ」の自律性を前提とするため、下部構造論のように経済的利益が外交路線を決定するという見方を取らない。グローバルな経済外交への注力がグローバルな国際協調外交をもたらさないのである⁴¹。

ワシントン体制が普遍的国際秩序からの対中政策の分離と孤立を前提としているならば、本来地域主義との相性は悪くないはずである。しかし、近年の研究成果は明確に地域主義を拒否する幣原や日本外交の様態を明らかにしている。拙著『国際連盟』で論じたように、1920年代半ばから存在した国際連盟の地域分割案や1929年から翌年にかけてのフランス外相アリスティード・ブリアン（Aristide Briand）の欧州連合案に日本や幣原は否定的であった。特に後者については、日本のグローバルな通商利益が損なわれかねないというのが理由であった。一方で、経済や通商に影響が及ばず、政治外交や安全保障だけ地域化を進める構想も存在した。この方向であれば東アジア外交の自律化という傾向には必ずしも相性は悪くないであろう。ところが、種稲の幣原伝はロカルノ体制を模範に地域的安全保障システムを構築する「アジア・ロカルノ構想」

を幣原が齒牙にも掛けていなかったことを明らかにしている。少なくとも幣原にとって、地域主義はワシントン体制を補強する、もしくは入江の言うように1920年代半ばに崩壊した後の、ワシントン体制の再建を助けるものではなかった⁴²。

日米の経済的相互依存が国際協調の根幹にあるという見方からはトランスナショナリズム論が想起されるだろう。入江の『グローバル・コミュニティ』では戦間期においてNGOが繰り広げたグローバルな相互依存の進展も論じられているが、そのなかで「最も興味深い」とされるのが太平洋問題調査会（IPR）である。政府関係者と民間のオピニオン・リーダー双方が参加する「複線」対話の先駆けとして高く評価されている⁴³。

戦間期国際主義、国際協調の象徴の一つたるワシントン体制をトランスナショナリズムの担い手たるIPRは補強、再建できたのであろうか。これに関しては、IPRの孕む二つの可能性がワシントン体制の暗黙の前提に反していたことが大きな障害となった。連盟事務次長から退いた後にIPRの活動に注力した新渡戸稲造は、連盟事務次長時代から紛争解決機能を中心とした地域主義の推進に傾倒していた。1925年には「パン・パシフィック連盟」形成の可能性にも言及している。1925年の第1回太平洋会議にオーストラリア代表として参加したダンカン・ホール（Duncan Hall）は、パン・パシフィック運動をはじめとした太平洋地域における国際協力をより発展させるため、四カ国条約の拡張とも関連付けながら「政治的・法的性格を持つ太平洋の国際枠組み」について日本代表も含め議論したと報告している。テクノクラートやオピニオン・リーダーたちの構想は自覚的に地域を形成してしまう。IPRが太平洋地域主義の先駆けとなるものなら、幣原外交にもそのワシントン体制認識にも反していた⁴⁴。

一方で、戦間期トランスナショナリズムの象徴でもあるIPRは、幣原外交やワシントン体制の前提とする東アジア秩序の自律性を脅かす存在でもあった。例えば、ニュージーランド出身のIPR研究部長J. B. コンドリフ（J. B. Condliffe）は1929年の太平洋会議で、連盟による中東欧諸国の財政再建の試みを中国に適用する可能性について連盟経済金融部長のアーサー・ソルターがペーパーを提出することを推進した。コンドリフ自身、1930年代には連盟事務局に招聘され、国際機構エコノミストの先駆けとして国際調査や統計の整備、経済学の研究に大きく貢献することになる人物である。IPRと、国際主義、トランスナショナリズム双方の側面を持つ連盟を、共有するトランスナショナリズムを媒介に接合する存在であったと言える⁴⁵。テクノクラートは国境のみならず地域も横断してその学知や技術知を遠隔地の開発に投入する。IPRに集う、トランスナショナリズムの担い手としてのテクノクラートは、論理づけられていない東アジアの自律性を尊重してはくれないのである⁴⁶。

またそれとも関連して、国際連盟が東アジアに呼び出される可能性は常に存在していたことにも注意を払う必要がある。山東権益還付問題（1920年）、臨城事件後の国際管理構想（1923～24年）、上海をはじめとした租界の管理体制改革構想（1925～1929年）、上海防衛軍派遣（1927年）、済南事件（1928年）、中ソ紛争（1929年）と連盟の関与が検討される事態が重ねて起きており、連盟が東アジアに関わらないことは全く自明ではなかった⁴⁷。1920年代末からは、そうした動きが先述した1920年代半ば以来の新四国借款団再編構想と結合する可能性を持ち始める。連盟事務局や香港上海銀行、イングランド銀行界隈を中心に、連盟の関与を織り込んだ形で借款団再編を実行し、そのうえで中国に鉄道建設借款を供与することが真剣に検討されていた。「内政不干渉」は国家建設本格化の時代に積極的な魅力を持たず、ワシントン会議の決定事項は関税増徴以外、「開発」に寄与し得るプログラムを持たない。そのようななか、ワシントン体制の金融的基礎とされる新四国借款団が連盟と結びついて再編されることは、対中外交や東アジア秩序の自律性を剥奪したうえで中国の国家建設支援体制が普遍主義的に構築されることを意味する⁴⁸。

地域主義、普遍主義のような自覚的に構築された論理を排除したうえで、デファクトに東アジア秩序と対中政策の自律性を保とうとする幣原外交はこの面でも行き詰まっていた。幣原外交にはイズムがあまりに希

薄であった。それに対し、グローバルな経済外交を損なわずにワシントン体制が自律的で孤立した東アジア秩序として存在し得た幸福な一時期が遠ざかろうとするときに、デファクトではなく理論武装でその自律性を維持しようとしたのが重光葵の地域主義だとも考えられる。過剰なまでに論理的に自己完結した重光の外交論の性格はこの結果生じたのかもしれない⁴⁹。

これらはいくまでそれぞれ一例であるが、国際協調の象徴とされるワシントン体制の「国際」性を、他の国際主義やトランスナショナリズムとの比較や相互の関係性の検討によって位置付け直すことができるのではないだろうか。または、人やものの流れでは戦間期までに既にアジア太平洋、ひいてはインド太平洋世界が形成されており、そのうえにワシントン体制という政治外交面でアジア太平洋地域に限定された秩序が重なり、さらには IPR という極めて先進的のフォーラムが設置されたにもかかわらず、多国間枠組みが冷戦末期に至るまでなかなか定着しなかった理由の一端を解明することにもつながるかもしれない⁵⁰。

おわりに

『極東新秩序の模索』はワシントン条約国の協調に基づく国家建設支援の蹉跌に焦点を当てて、ワシントン体制の崩壊過程を描く研究である。そのため介入が必ずしも悪でも不干渉が善でもない。内政不干渉が酒井哲哉の言うところの「無条件に外務省の対中政策の評価を定める基準」となっていないのである。不干渉が単に侵略の自制としてのみならず、内争・内戦を放置し秩序再建の契機を逃す結果にもつながったという両義的な評価を特徴とする。そしてこの時期には国際機構、加えてその機構や NGO 型国際フォーラムに集うテクノクラートたちが国家建設に関与する可能性を持ち始めていた。内戦の絶えない国家における再建事業に対する国際的枠組みの関わり方、もしくは国際機構の姿勢と言い換えれば、まさに現代的問題としての側面が見えてくる。

そしてワシントン体制は地域的に限定された秩序であるのみならず、ワシントン条約国の他地域に対する政策、ひいては普遍的な国際秩序から「孤立」した中国政策に支えられた秩序であると評価される。普遍的な国際秩序からロジック抜きの自律性を保つことでようやく成立していたのである。そのため、本稿で論じたように、国際連盟の普遍主義、連盟や IPR のトランスナショナリズム、IPR のもたらす地域主義に侵食されれば脆いものであった。論理とイデオロギイに基づかないため脆弱性を抱えた地域秩序というワシントン体制の特徴を踏まえ、1930 年代の地域主義の隆盛を解釈する必要がある。

2021 年はワシントン会議開会 100 周年だったにもかかわらず、特に大きな関心が寄せられたようには見えない。ワシントン体制の終点論争ももはや沈静化し、「体制」という用語にも疑問が抱かれ意味内容も空洞化しながら用いられ続ける今、もはやワシントン体制論は国際関係史や日本外交史の最前線ではないのだろう。しかしながら、国家建設の国際支援や地域主義とトランスナショナリズムの関係という「現代」的な問題関心と接合し得る点で、『極東新秩序の模索』は狭隘なワシントン体制論にとどまらない豊富な論点を含んでいる。単なる研究史整理の出発点に押し込めて画一的に典範化せず、古典を再読する魅力を教えてくれる。

[追記] 脱稿後、ワシントン体制論を特集した『歴史評論』862号(2022年2月号)に接した。IPR がワシントン体制を発展させる可能性の存在に着目した三牧聖子「ワシントン会議後の「新秩序」の模索——太平洋問題調査会の考察」や、ワシントン体制における門戸開放から開発協力への転換を描写する浅野豊美「ワシントン体制と植民地問題——経済開発とソビエトロシア・極東共和国を中心に」と本稿の論点は関心を一定程度共有したものだと思われる。

¹ 本稿の一部は、日本国際問題研究所ウェビナー「国際連盟・ワシントン体制 100 周年記念ウェビナー——戦間期東アジアの国際主義の再検討」（2021 年 3 月 10 日）における報告「ワシントン体制と複数の国際主義——国際連盟やトランスナショナルリズムとの関係を中心に」をもとにしている。筆者がモデレーターを務め、熊本史雄氏、中谷直司氏、菅原健志氏に報告者、川島真氏にコメンテーターとしてご登壇頂いた。その議論やコメントは本稿にも反映されている。ご登壇下さった方々にあらためてお礼を申し上げます。同ウェビナーは録画も公開されている [https://www.jiia.or.jp/eventreport/20210310.html]。

² Akira Iriye, *After Imperialism: The Search for a New Order in the Far East, 1921-1931*, Harvard University Press, 1965. 入江昭『極東新秩序の模索』（原書房、1968 年）。前者の翻訳に「部分的に多少加筆補足し」、註が簡略化されたのが後者である。同上、279、321 頁。後述するように『極東新秩序の模索』の方が記述のニュアンスは複雑であるが、それは同時期や後年の入江の「イメージ」を重視した研究にもつながるため註記しない限りはそちらに依拠する。

³ ワシントン体制論の起源については、清澤冽の『外交史』（東洋経済新報社、1941 年）とその増補の『日本外交史』上下巻（東洋経済新報社、1942 年）だとされている。ワシントン体制論の史学史的整理については、小池聖一『満州事変と対中国政策』（吉川弘文館、2003 年）、第 3 章。小池が触れる通り、帝国主義論的歴史学もワシントン体制論の起源の一つである。例えば江口朴郎は、体制成立の時点での日本の孤立性を強調するなど後年の一般的理解とは異なるものの、1950 年代の時点で既に「ワシントン体制」という用語を用いている。おそらくは、帝国主義論における「体制」という語のニュアンスが国際関係史的研究には共有されないまま、「ワシントン体制」という言葉が継承されたことによる齟齬が存在するように思われる。江口朴郎『帝国主義と民族』（東京大学出版会、1954 年）、116—118 頁。

⁴ 例えば、唐啓華『北京政府と国際連盟（1919-1928）』（東大図書公司、1998 年）、5 頁。

⁵ 日本外交にとっては「地域主義」及び幣原から自律した亜細亜局の台頭という大きな転機となったとして、北京関税会議の画期性を再評価する研究も現れている。熊本史雄「国益と外務官僚——北京関税特別会議と「地域主義」の台頭」（中野目徹編『官僚制の思想史——近現代日本社会の断面』吉川弘文館、2020 年）。本稿は必ずしも消化しきれていないが、新四国借款団と北京関税会議における「投資」と「通商」の対比も極めて重要な視点である。熊本史雄「ワシントン会議と日英関係——中国を“場”とした「投資」と「通商」の経済協調」（日本国際問題研究所、前掲ウェビナー）。

⁶ ワシントン体制論をシステム論としてより精緻化した細谷千博は、北伐完遂による日本の満蒙権益への脅威の顕在化、米英の抜け駆け的関税自主権承認（日本から見て）の行われた 1928 年を画期とする。日本史の立場から最も過不足なく簡潔にワシントン体制を描いた佐藤誠三郎も、内政不干渉と権益擁護が両立できなくなり、体制の現状維持性が日本と中国のナショナルリズムの挑戦に耐え切れなくなった時点として北伐と張作霖爆殺及び満洲事変を挙げる。服部龍二は、ワシントン体制「旧秩序論」に基づきつつ、ワシントン体制が「分化」しつつ満洲事変まで継続したとする。管見の限り、服部以降「終点」論争は下火になっている。細谷千博「ワシントン体制の特質と変容」（細谷千博・斎藤真編『ワシントン体制と日米関係』東京大学出版会、1978 年）、佐藤誠三郎「協調と自立との間」（同『「死の跳躍」を越えて——西洋の衝撃と日本』千倉書房、2009 年）[初出、1969 年]。服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交 1918 - 1931』（有斐閣、2001 年）。

⁷ 『太平洋戦争の起源』では 1920 年代後半までワシントン体制が「概ね機能し」たとされる。さらに満洲事変の最中においても「日本政府はワシントン条約体制を明白に放棄するまでには至っていない」と評価し、そして事変後の国際協調再建の試みを「新ワシントン体制の可能性」と位置付けている。いずれもワシントン体制が 1930 年代まで持続したという前提でないと成立しない記述だろう。入江昭（篠原初枝訳）『太平洋戦争の起源』（東京大学出版会、2010 年）、第一章。引用は、5、23 頁、及び第 3 節タイトルから。

⁸ 原敬の登台とその外交指導を転換点とする三谷太一郎の研究と、原を旧来の帝国主義外交の担い手として想定し、さらに諸列強の外交政策転換点は概ねワシントン会議を画期とする入江の相違は、二人の相互参照が希薄なこともあってあまり意識されてこなかった。それが始点論争の不在とも関わっていると考えられる。中谷、前掲書、15—25 頁。

⁹ 例えば、伊香俊哉「ヴェルサイユ=ワシントン体制論」同『近代日本と戦争違法化体制——第一次世界大戦から日中戦争へ』（吉川弘文館、2002 年）。また、講座ものなどで用いられることも多い。例えば、久保亨「ヴェルサイユ体制とワシントン体制」（歴史学研究会編『講座世界史 6 必死の代案—期待と危機の 20 年』東京大学出版会、1995 年）。入江自身、後年にはヴェルサイユ=ワシントン体制という言葉は使わないものの、ワシントン体制がロカルノ条約や不戦条約によって形成される「国際秩序の一角」であったと位置付けている。入江、前掲『太平洋戦争の起源』、4 頁。

¹⁰ 牧野雅彦『ロカルノ条約——シュトレゼマンとヨーロッパの再建』（中公叢書、2012 年）。

¹¹ 「堅実に行き詰まる」は重光葵駐華臨時代理公使が自らと谷正之亜細亜局長、幣原の間で日中関係の方針の合言葉となったと回顧しているものである。重光葵『外交回想録』（中公文庫、2011 年）[毎日新聞社、1953 年]、123—126 頁。直近に刊行された幣原伝のいずれでも引用されており、第二次幣原外交、満洲事変直前期の幣原外交の象徴的エピソードと言ってよかろう。種稲秀司『幣原喜重郎』（吉川弘文館、2021 年）、151—152 頁、熊本史雄『幣原喜重郎——国際協調の外政治家から占領期の首相へ』（中公新書、2021 年）、155—156 頁。

¹² 入江、前掲『極東新秩序の模索』、58 頁。それぞれ英語原著で対応する部分は、「後者（引用者註：ワシントン条約国）は自らの新秩序を定義したが、それを実現することには失敗した」「諸国は彼らの新秩序のビジョンを実現するために中国で協調することには失敗した」「失われた機会」である。Iriye, *op. cit.*, p. 55. 日本語版の方が「イメージ」や「フレームワーク」

が強調された表現となっている。これは、入江、前掲『日本の外交』や同『増補 米中関係のイメージ』（平凡社、2002年）[日本国際問題研究所、1965年]に通底するものであろう。

¹³ 細谷、前掲論文。引用は、3—4頁。

¹⁴ 入江、前掲『極東新秩序の模索』、32頁、川島真（廖敏淑訳）「再論華盛頓体制」（金光耀、王建朗編『北洋时期的中国外交』復旦大学出版社、2006年）、中谷直司「東アジアの国際秩序の変動と日中の対応」（波多野澄雄、中村元哉編『日中戦争はなぜ起きたのか——近代化をめぐる共鳴と衝突』中央公論新社、2018年）、北岡伸一『門戸開放政策と日本』（東京大学出版会、2015年）、序章第3節。北岡のワシントン体制定義については、北岡伸一『後藤新平——外交とヴィジョン』（中公新書、1988年）、200—202頁も簡潔かつ要を得ている。北岡氏からは、前掲ウェビナーの際に「復原力」を持つという含意を伴う「体制」を用いない方がよいのではないかというコメントを頂いた。ひとまず研究史の蓄積を引き受ける意味で本稿では「体制」を用いるが、先述した帝国主義論における「体制」のニュアンスを含めて再検討する必要があるものと考えている。

¹⁵ この評価は、幣原外交が「権益擁護」も図っていたことを「内政不干涉」の限界として捉える帝国主義的歴史観も、むしろその両立に「妙味」を見る政治的立場の対照的な歴史観も共有している。前者も限界を強調するにせよ、前後の時代、もしくは同時代の軍部よりも「内政不干涉」を掲げる幣原外交がまだとみなしているのは間違いない。江口朴郎、前掲書、116—121頁。江口圭一『日本帝国主義史論——満州事変前後』（岩波書店、1975年）、8—13頁。佐藤、前掲書、244—248頁。

¹⁶ 三谷太一郎『ウォール・ストリートと極東——政治における国際金融資本』（東京大学出版会、2009年）、特に84—90頁。直接引用は88頁。

¹⁷ 服部、前掲『東アジア国際環境の変動と日本外交』。ただし、服部は「絶対的不干涉」路線たる幣原外交にはその国内的支持の欠如や硬直性から批判的でもある。

¹⁸ 酒井哲哉「『英米協調』と『日中提携』」（『年報近代日本研究』第11号、1989年）、63頁。

¹⁹ 内政不干涉と国家建設支援を全く矛盾なく両立できるのは、国権回復としての意味も大きい関税増徴・関税自主権回復がその最たるものだろう。そのため北京関税会議がワシントン体制論では重要なのである。ただし、関税増徴の支持だけで十分なのかということは、国民政府期におけるアメリカや国際連盟の国家建設支援を高く評価するならば当然生じてくる問いとなる。それが、いまだ実効支配領域の限られた政府による国家の近代化と統一を支援するという意味で「介入」「干渉」になり得るからである。拙著『国際連盟——国際機構の普遍性と地域性』（東京大学出版会、2019年）、72頁。一方で、熊本史雄が内政不干涉の背景として指摘する、「無数の心臓」を持つ分裂状態の国家だからこそ下手に介入すればむしろ泥沼にはまり込むという幣原の判断も一定の妥当性を持つ。まさに「介入」と「干渉」をめぐるジレンマだろう。熊本、前掲書、104—105頁。「無数の心臓」は、幣原自身の回顧における表現である。幣原喜重郎『外交五十年』（中公文庫、2007年）[読売新聞社、1951年]、120—121頁。中国側では国民党に属する国際連盟事務局員である夏奇峰が、たとえ人道支援でも外部の介入は内戦を長引かせるとして、干渉なき内戦の完全決着（具体的には国民政府の決定的勝利）こそ最善の解決だと主張している。拙稿「杉村陽太郎と日本の国際連盟外交——連盟事務局内外交とその帰結」（『洪沢研究』第30号、2018年）、31—32頁。

²⁰ 「中国ニ関スル九国条約」、1922年2月26日、『日本外交文書 ワシントン会議』下巻、210頁。この条項を含め九カ国条約に着目したうえで、中国の政治的安定化に貢献する意思があったかという基準の下、第一次幣原外相期の「援段政策」と田中義一首相兼外相の「援蔣政策」（特に後者）に高い評価を与えたものとして、樋口秀実『日本海軍から見た日中関係史研究』（芙蓉書房出版、2002年）、第2章。

²¹ 入江、前掲『極東新秩序の模索』、13—23頁。入江昭『日本の外交——明治維新から現代まで』（中公新書、1966年）、87頁。服部龍二『幣原喜重郎と二十世紀の日本——外交と民主主義』（有斐閣、2006年）、91—94頁。

²² 同上。小林道彦『政党内閣の崩壊と満州事変——1918～1932』（ミネルヴァ書房、2010年）、36—39頁。

²³ 入江、前掲『極東新秩序の模索』、276頁。

²⁴ Minute by V. Wellesley, January 23, 1924, F 83/83/10, FO 371/10258, The National Archives, Kew. ヴィクター・ウェルズリー（Victor Wellesley）外務省極東部長のコメントである。ただし、香港上海銀行のチャールズ・アディス（Charles Addis）が主観的には「強力な中国」を日露戦争直後という段階から望んでおり、第一次世界大戦直前の1913年に駐華公使のジョン・ジョーダン（John Jordan）が「イギリスの主要目標である強力で統一された中国」と語っているのを踏まえると、イギリスにとって九カ国条約がどれだけ新しいものだったのかということも論点になるだろう。Roberta A. Dayer, *Finance and Empire: Sir Charles Addis, 1861–1945*, Macmillan, 1988, pp. 53–54. HIRATA Koji, “Britain’s Men on the Spot in China: John Jordan, Yuan Shikai, and the Reorganization Loan, 1912–1914,” *Modern Asian Studies*, Vol. 47, Issue 3, 2013. ジョーダンの直接引用は、“Sir John Jordan: Yuan’s Services to China,” *The North China Herald and Supreme Court & Consular Gazette*, November 22, 1913, p. 569.

²⁵ 入江、前掲『極東新秩序の模索』、30—32頁。同『歴史を学ぶということ』（講談社現代新書、2005年）、64頁。

²⁶ 酒井、前掲論文、86—87頁。

²⁷ 服部、前掲『東アジア国際環境の変動と日本外交』。川島真『中国近代外交の形成』（名古屋大学出版会、2004年）。

²⁸ 入江、前掲『極東新秩序の模索』、89—90、158—159頁。その変奏が服部の「単純化された国際環境」論である。帝政ロシアの崩壊により東アジアに大きな影響を及ぼし得る大国が日英米に限られ、日本が対英米協調を採用しやすくなった環境が

そう呼ばれている。ただし1920年代前半の早い段階でソ連と中国ナショナリズムの勃興で脅かされたところとは入江の論議と大きく異なる。服部、前掲『東アジア国際環境の変動と日本外交』、67—68、131—132頁。同じく分離を前提としつつも、不戦条約や国際連盟に着目することで1920年代末に結合したと捉えるのが、NISHIDA Toshihiro, “U.S.-Japanese Relations and the Increasing Influence of the League of Nations in East Asia, 1927-1931” (『藝』第2号、2005年)。西田敏宏「ワシントン体制と国際連盟・集団安全保障——日・米・英の政策展開を中心として」(伊藤之雄、川田稔編著『20世紀日本と東アジアの形成 1867 - 2006』ミネルヴァ書房、2007年)。

²⁹ 入江、前掲『極東新秩序の模索』、33—36、47—50頁。

³⁰ 同上、22頁。拙稿「多義化する「新外交」——東アジアにおけるウィルソン主義と国際連盟観の対立」(『東アジア近代史』第24号、2020年)、58—60頁。深井英五『回顧七十年』(岩波書店、1941年)、161—163頁。Dayer, *op. cit.*, p. 136.

³¹ 議題の絞り込み過程については、前掲ウェビナーにおける報告、中谷直司「ワシントン会議はどのように準備されたか——日米英の会議準備の比較検討」で言及されている。バリ講和会議とワシントン会議の間の時期については、麻田貞雄「旧外交」と「新外交」のはざま(1918—1922年)——日米デタントとワシントン体制の成立」(同『両大戦間の日米関係——海軍と政策決定過程』東京大学出版会、1993年)、中谷直司『強いアメリカと弱いアメリカの狭間で——第一次世界大戦後の東アジア秩序をめぐる日米英関係』(千倉書房、2016年)という優れた研究があるが、まだ論点は多く残されていると考える。ここで挙げた議題の絞り込み以外でも関税増徴・自主権付与と領事裁判権撤廃どちらを優先するかの判断の変遷など、一見して重要な問題であってもいまだ検討の余地がある点は多い。拙稿、前掲「多義化する「新外交」」、68—69頁註41。

³² 服部、前掲『東アジア国際環境の変動と日本外交』、22頁。明石岩雄「新四国借款団に関する一考察——ワシントン会議にいたる列強と中国民族運動の対抗」(同『日中戦争についての歴史的考察』、思文閣出版、2007年)。新四国借款団研究の代表格である三谷、前掲書は、中国への投資が行われなかった理由については、中国の政治的、財政的状况が不安定に過ぎ銀行家たちを躊躇させたと言及するのみで(88頁)、1920年代前半の動向を詳細に検討してはいない。

³³ 芳澤謙吉から幣原喜重郎外相、1925年3月9日、横浜正金銀行北京支店借款団事務室野原大輔から児玉謙次横浜正金銀行頭取、1925年3月24日(「対支借款関係雑件 北京政府ノ部」、第4巻、1.7.1.5-14、外務省外交史料館所蔵)。香港上海銀行、インドシナ銀行、横浜正金銀行、インターナショナル・バンキング・コーポレーションが銀7万元ずつ、中南銀行と大陸銀行が10万元ずつ、中国銀行と交通銀行が6万元ずつ、塩業銀行と金城銀行が5万元ずつ融資している。

³⁴ Minutes of a Meeting of the Consortium Council held at the office of the Hong Kong and Shanghai Banking Corporation, London, on July 14, 1924, F 2239/315/10, FO 371/10276 ; Interview with W. W. Yen, January 16, 1925, F 539/190/10, The National Archives. Kew. C. Addis to G. E. Hubbard, February 10, 1925, SHG 478.1, HSBC Group Archives, London. 上海市檔案館訳『顔惠慶日記』第二巻(中国档案出版社、1996年)、1925年1月16日条、203頁。外交総長経験者でもある外交官の顔惠慶が財政整理や借款団の交渉に携わっていることは、関税や外国の支援に頼るこの時期の財政再建や国家建設の性質を物語っている。当然、来たる北京関税会議における交渉とも連動したものである。林美莉『西洋税制在近代中国的發展』(中央研究院近代史研究所、2005年)、94、114頁。

³⁵ 本稿では1920年代前半の新四国借款団研究の必要性という論点提起における一例を示すに止めるが、別稿で詳述する予定である。

³⁶ 幣原外交最初の試練たる第二次奉直戦争に内政不干涉方針の一貫で乗り越えたというのが幣原本人の誇らしく回顧するところであった。幣原、前掲書、108—113頁。郭松齡事件を幣原外交の筆頭原則たる「対支内争不干涉」の白眉とする語りは『外交五十年』のさらに前、清澤冽の『外交史』(東洋経済新報社、1941年)、424—425頁の段階で既に確立している。

³⁷ 入江、前掲『極東新秩序の模索』、46—50、74頁。

³⁸ 樋口、前掲書、93—94頁。西田敏宏「東アジアの国際秩序と幣原外交(1)——1924～1927年」(『法学論叢』第147巻2号、2000年)、59—65頁。種稲、前掲書、89—101頁。

³⁹ Dayer, *op. cit.*, pp. 137-145. Id., *Bankers and Diplomats in China 1917-1925: The Anglo-American Relationship*, Routledge, 1981/2016, pp. 185-191.

⁴⁰ 入江、前掲『極東新秩序の模索』、89頁。同(篠原初枝訳)『グローバル・コミュニティ——国際機関・NGOがつくる世界』(早稲田大学出版部、2006年)。

⁴¹ 入江、前掲『極東新秩序の模索』、178、210、242—243、276—277頁。入江、前掲『米中関係のイメージ』、83—84頁。田中義一内閣期ではあるが、日本外交が「従来通商問題ト政治問題トヲ一体トシテ考察スルコト不十分ナリシ」と外交官出身の杉村陽太郎連盟事務次長も当時観察している。「昭和四年四月十日付杉村陽太郎氏来翰」(「山川端夫関係文書」リール1、東京大学社会科学研究所図書室所蔵)。拙稿、前掲「杉村陽太郎と日本の国際連盟外交」、31頁。

⁴² 前掲拙著、30—31、179—181頁。種稲、前掲書、128頁。

⁴³ 入江、前掲『グローバル・コミュニティ』、35—36頁。

⁴⁴ 前掲拙著、173頁、264頁註11。H. Duncan Hall to H. R. Cummings, August 1, 1925, 40/47610/47610, R 1603, League of Nations Archives, Geneva.

⁴⁵ J. B. Condliffe to I. Nitobe, January 7, 1929 ; “Topics Suggested for Round Table Discussions : First Draft,” March 18,

1929, リール 5 資料 24, 『高木八尺文庫』 IPR 関係資料, 東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構アメリカ太平洋地域研究センター図書室所蔵。カンリフについては, “Dictionary of New Zealand Biography,” [https://teara.govt.nz/en/biographies/4c28/condliffe-john-bell]. 連盟の中東欧諸国の財政再建プロジェクトについては, Juan H. Flores Zendejas and Yann Decorzant, “Going Multilateral? Financial Markets’ Access and the League of Nations Loans, 1923-8,” *Economic History Review*, Vol. 69, No. 2, 2016.

⁴⁶ ただしこれは、往々にして西洋中心主義や現地事情の無視という大きな問題を孕んだ普遍主義につながり得る。Margherita Zanasi, “Exporting Development : The League of Nations and Republican China,” *Comparative Studies in Society and History*, Vol. 49, No. 1, 2007.

⁴⁷ 前掲拙著、第 2 章。

⁴⁸ Committee of Treasury Minutes, March 4, 1931, G8/59, Bank of England Archive, London. M. Egan to T. Lamont, February 9, 1931, File 4, Box 184, Thomas Lamont Papers, Baker Library, Harvard Business School, Boston. こちらも 1920 年代半ばの新四国借款団再編構想とあわせて別稿で詳述する予定である。

⁴⁹ 1930 年代半ばの重光の日中提携構想は「論理的ではあるがいささか強引」と評される。これに限らず、重光の外交構想には満洲事変直前の日中提携案にせよ戦時中の大東亜新政策にせよ、論理的体系性の高さと現実との乖離の共存が特徴的である。酒井、前掲論文、77—80 頁、直接引用は 85 頁。劉傑『中国の強国構想——日清戦争後から現代まで』（筑摩選書、2013 年）、第 3 章。波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』（東京大学出版会、1996 年）。

⁵⁰ 秋田茂・細川道久『駒形丸事件——インド太平洋世界とイギリス帝国』（ちくま新書、2021 年）。大庭三枝、山影進「アジア・太平洋地域主義における重層的構造の形成と変容」（『国際問題』第 415 号、1994 年）、第 1 節。